

済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第三十九条の九の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

一五 略

2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に経由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に同項に規定する市町長に提出されたものとみなす。

(分離課税に係る所得割の普通徴収税額)

第三十九条の八 その年において退職手当等の支払を受けた者が第三十九条の六第二項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第三十九条の三及び第三十九条の四の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第三十五条の二第一項の規定によつてその例によることとされる法第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは、第三十五条の二第一項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは、第三十五条の二第一項の規定によつて市町長が普通徴収の方法によつて徴収すべき税額は、そのこえる金額に相当する税額とする。

払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第三十九条の九の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

一五 略

2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に経由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

(分離課税に係る所得割の普通徴収税額)

第三十九条の八 その年において退職手当等の支払を受けた者が第三十九条の六第二項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第三十九条の三及び第三十九条の四の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第三十五条の二第一項の規定によつてその例によることとされる法第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは、第三十五条の二第一項の規定によつて市町長が普通徴収の方法によつて徴収すべき税額は、そのこえる金額に相当する税額とする。

(特別徴収票)

(特別徴収票)

第三十九条の九 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、施行規則で定めるところにより、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に特別徴収票二通を作成し、その退職の日以後一月以内に、法第三百二十八条の十四の特別徴収票とあわせて、一通を市町長に提出し、他の一通を退職手当等の支給を受ける者に交付しなければならない。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(利子割の市町に対する交付)

第三十九条の十 県は、納入された利子割額に相当する額から、法第五十三条の二十四項の規定により控除し、又は同条第四十一項の規定により還付し若しくは充当した金額に相当する額を減べき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第三十九条の三及び第三十九条の四の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第三十五条の二第一項の規定によつてその例によることとされる法第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは、第三十五条の二第一項の規定によつて市町長が普通徴収の方法によつて徴収すべき税額は、そのこえる金額に相当する税額とする。

(特別徴収票)

第三十九条の十 県は、納入された利子割額に相当する額から、法第五十三条の二十四項の規定により控除し、又は同条第四十一項の規定により還付し若しくは充当した金額に相当する額を減るべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第三十九条の三及び第三十九条の四の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第三十五条の二第一項の規定によつてその例によることとされる法第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは、第三十五条の二第一項の規定によつて市町長が普通徴収の方法によつて徴収すべき税額は、そのこえる金額に相当する税額とする。

(利子割の市町村に対する交付)

第三十九条の十一 県は、納入された利子割額に相当する額から、法第五十三条の二十四項の規定により控除し、又は同条第四十一項の規定により還付し若しくは充当した金額に相当する額を減るべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第三十九条の三及び第三十九条の四の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第三十五条の二第一項の規定によつてその例によることとされる法第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは、第三十五条の二第一項の規定によつて市町長が普通徴収の方法によつて徴収すべき税額は、そのこえる金額に相当する税額とする。

(特別徴収票)

(配当割の市町に対する交付)

第四十六条の十七 県は、納入された配当割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の百分の六十八に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。

2 前項の当該市町に係る個人の県民税の額は、施行規則で定めるところにより算定するものとする。

(株式等譲渡所得割の市町に対する交付)

第四十六条の二十三 県は、納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の百分の六十八に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。

2 前項の当該市町に係る個人の県民税の額は、施行規則で定めるところにより算定するものとする。

(株式等譲渡所得割の市町村に対する交付)

第四十六条の二十三 県は、納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の百分の六十八に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。

2 前項の当該市町に係る個人の県民税の額は、施行規則で定めるところにより算定するものとする。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第五十六条の十一 県は、納付された譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額から前条の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第七十二条の百十四の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同条の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町村に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果によることによる各市町の人口及び統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定期統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町の従業者数にあん分して交付するものとする。

2 前項の場合においては、市町にに対して交付すべき額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数であん分するものとする。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第六十三条 市町長は、法第七十三条の十八第三項の規定によつて不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を添付し、または不動産の取得の事実を通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後において当該不動産について増築、改築、損かい、地

(配当割の市町村に対する交付)

第四十六条の十七 県は、納入された配当割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の百分の六十八に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。

2 前項の当該市町村に係る個人の県民税の額は、施行規則で定めるところにより算定するものとする。

(株式等譲渡所得割の市町村に対する交付)

第四十六条の二十三 県は、納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の百分の六十八に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。

2 前項の場合においては、市町に對して交付すべき額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数であん分するものとする。

2 前項の場合においては、市町村に對して交付すべき額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数であん分するものとする。

第六十一条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から六十日以内に、左に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。

一五 略

第六十一条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から六十日以内に、左に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。

一五 略

目の変換その他特別の事情による変化ならびにその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

地目の変換その他特別の事情による変化ならびにその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第十条 略

第十一条 略

(ゴルフ場利用税のゴルフ場所在の市町に対する交付)

(ゴルフ場利用税のゴルフ場所在の市町に対する交付)

第八十三条 県は、ゴルフ場所在の市町に対し、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ当該下欄に定める額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した当該市町に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額（二以上の市町にまたがつて所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税については、当該ゴルフ場利用税の額を当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつてあん分した額とし、当該期間内に当該市町に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税についての過誤納に係る還付金を歳出予算から支出した場合は、当該支出した額を控除した額とする。以下この表において「ゴルフ場利用税の額」という）の十分の七に相当する額

第八十三条 県は、ゴルフ場所在の市町村に対し、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ当該下欄に定める額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額（二以上の市町村にまたがつて所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税については、当該ゴルフ場利用税の額を当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつてあん分した額とし、当該期間内に当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税についての過誤納に係る還付金を歳出予算から支出した場合は、当該支出した額を控除した額とする。以下この表において「ゴルフ場利用税の額」という）の十分の七に相当する額

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第十二条 略

第十三条 略

(課税標準)

第一百三十四条 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における大規模の償却資産の価格（法第三百四十九条の一または法第三百四十九条の三の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち法第三百四十九条の四および第三百四十九条の五の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町が課することができる固定資産

(課税標準)

第一百三十四条 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における大規模の償却資産の価格（法第三百四十九条の一または法第三百四十九条の三の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち法第三百四十九条の四および第三百四十九条の五の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町が課することができる固定資産

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十四条 略

第十五条 略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第三十五条の三の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十五条の四および第三百四十九条の五の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町が課することができる固定資産

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第三十五条の三の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十五条の四および第三百四十九条の五の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町が課することができる固定資産

第一項の確定申告書を含む。）に、特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明

第一項の確定申告書を含む。）に、特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明

細に関する事項その他施行規則で定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

7・8 略

細に関する事項その他施行規則で定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

7・8 略

第四十一条（県税事務所設置条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後

第二条 県税事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
略	佐賀市	佐賀県税事務所
略	武雄市	武雄県税事務所
略	伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、嬉野市	市、郡、府島市、藤津郡

改 正 前

第二条 県税事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
略	武雄市	武雄県税事務所
略	伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、藤津郡	市、郡、府島市、藤津郡

第四十二条（県税事務所設置条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後

第一条 県税事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
略	佐賀市	佐賀県税事務所
略	多々久市、小城市	佐賀市、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市

名 称	位 置	所管区域
略	佐賀市	佐賀県税事務所
略	伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、藤津郡	市、郡、府島市、藤津郡

第四十二条（県税事務所設置条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 前

第一条 県税事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。

第一条 市町（一部事務組合を含む。以下同じ。）に低利の資金を貸し付けることにより、市町の公共施設の整備を促進し、もつて住民の福祉の増進を図るため、佐賀県公営競技収益金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

第一条 市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）に低利の資金を貸し付けることにより、市町村の公共施設の整備を促進し、もつて住民の福祉の増進を図るため、佐賀県公営競技収益金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

（貸付対象事業）

第六条 貸付対象事業は、市町が行う公共施設の整備事業で、知事が別に定めるものとする。

（貸付対象事業）

第六条 貸付対象事業は、市町村が行う公共施設の整備事業で、知事が別に定めるものとする。

改 正 後

改 正 前

（基金の財源）

第三条 基金の積立ては、県並びに唐津市、鳥栖市、武雄市及び玄海町の公営競技収益金の一部をもつて充てるものとする。

第三条 基金の積立ては、県並びに唐津市、鳥栖市、武雄市、七山村及び玄海町の公営競技収益金の一部をもつて充てるものとする。

第四十三条（佐賀県公営競技収益金貸付基金条例の一部改正）に係る新旧対照表